資料１－１

新宿区都市計画審議会資料

令和８年１１月２日

都市計画部都市計画課

東京都市計画道路幹線街路放射第７号線の都市計画変更案について（都決定）

１　趣旨

幹線街路放射第７号線（以下「放射第７号線」という。）は、千代田区九段北一丁目を起点とし、練馬区西大泉五丁目に至る延長約１９．２７キロメートルの路線である。

放射第７号線のうち、新宿区西早稲田一丁目に位置する交差点（以下「当該交差点」という。）については、当該交差点付近の単路部は整備が完了しているものの、交差点部の隅切りの一部が未整備となっている。

東京都において、当該交差点の隅切り長が必要な隅切り長を満たしているか検証した結果、必要な隅切り長が確保されていることが確認された。このため、現道に合わせて都市計画を変更し、隅切り部分を縮小するものである。

２　都市計画変更案の概要（資料１－２、３）

一部区域の変更：新宿区西早稲田一丁目地内（隅切り部）

３　今後の予定

令和８年 ８月下旬	地権者及び居住者への個別訪問・説明
11月２日	新宿区都市計画審議会（審議）
12月以降～	都市計画案の公告・縦覧
	意見照会回答期限（区→都）
	東京都都市計画審議会
	都市計画決定・告示（予定）